

山形県立小国高等学校 いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

I はじめに

基本的な考え方
いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的としなければならない。 また、すべての生徒がいじめをすることなく、また、いじめを認識しながら放置することがないようしなければならない。さらに、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。 加えて、本校の他、教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめとは
生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

II いじめ防止のための取組み

I 未然防止の取組み
教職員による指導 教職員全員の共通理解、「いじめは絶対に許されない」の雰囲気醸成、生徒と教職員の認識共有、分かりやすい授業づくり、自分の居場所や仲間との絆を感じる教育活動の推進 生徒に培う力 共感的理解、人格尊重、コミュニケーション能力、適切なストレス解消力、自己有用感、自己肯定感 生徒に力を培うための取組み 道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり、他者の役に立っていると感じる体験・困難な状況を乗り越える体験の機会提供、ボランティア活動や社会貢献活動等の推進 いじめ防止対策委員会 校長、教頭（委員長）、生徒保健課長（実務主任）、教務キャリア課長、保健主事、各学年主任、養護教諭、当該担任、PTA会長、後援会会長、スクールカウンセラー いじめ防止対策委員会の具体的な取組み 年間計画の作成・実行・検証・修正、校内研修、情報収集共有、生徒の活躍機会提供、いじめの相談・通報の窓口、いじめ認知時の組織的な対応 生徒の主体的な取組み いじめ撲滅宣言、いじめ防止グループ討議、いじめの防止等への生徒の自主的な企画及び運営の推進 家庭・地域との連携 社会全体での見守り、学校いじめ防止基本方針の共通理解

2 早期発見の在り方
「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫 積極的な確認、複数での関わり、被害性に着目、被害生徒の心情に寄り添った傾聴 早期発見のための具体的な取組みの推進 生徒との信頼関係の構築、危険信号を見逃さない高いアンテナ、校内教職員の「いじめ情報ネットワーク」（教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有）の強化、いじめの積極的な認知、相談しやすい環境づくり、生徒対象の「いじめ発見調査アンケート」、二者面談や家庭訪問の機会活用、交友関係の把握、学級日誌や生活日誌等の活用、学校内外の相談窓口の周知、家庭・地域との組織的連携・協働する体制の構築、「いじめに関する保護者アンケート」

3 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）
いじめ対応の基本的な流れ いじめ情報のキャッチ⇒「いじめ防止対策委員会」に報告⇒組織的な対応（被害生徒・通報生徒を守り抜く姿勢、事実確認、生徒に対する指導・支援、保護者との連携、県・保護者への報告） ～いじめと認知した場合～ 被害生徒及びその保護者への対応 迅速に事実関係を保護者に報告、被害生徒の安全確保、被害生徒に寄り添い支える体制づくり 加害生徒及びその保護者への対応 加害生徒からの事実関係の聴取、加害生徒の人格の成長に主眼を置いた指導、迅速に事実関係を保護者に報告と協力要請 集団へのはたらきかけ いじめを傍観していた生徒、同調していた生徒に対しての指導、学級全体での話し合い いじめの解消とは 次の2つの要件が満たされていること 「いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）」 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」 いじめが解消されても いじめの再発防止のための日常的な注意深い観察

Ⅲ 教育的諸課題から配慮すべき生徒の対応

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

1 発達障がいを含む、障がいのある生徒
個々の生徒の障がいの特性への理解、教職員全体での共通理解・情報共有、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援
2 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解の促進、注意深い見守りと必要な支援
3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
性同一性障がいや性的指向・性自認に対する教職員の正しい理解の促進、必要な対応の周知
4 被災生徒
被災生徒の心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する教職員の理解の促進、心のケア

Ⅳ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの実態
匿名性、不特定多数の者からの絶え間ない誹謗中傷、回収困難な個人情報の流出、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」、生徒が意図せず被害者にも加害者にもなる可能性、困難な実態把握
2 未然防止の取組み
生徒への情報モラル指導の徹底、教員の指導力の向上、家庭との連携
3 早期発見への取組み
被害生徒の心に寄り添いながらの傾聴ときめ細かな支援、「ネット被害防止スクールガード事業」の活用、保護者との共通理解の促進
4 早期対応への取組み
迅速かつ徹底的に削除する措置、生徒に重大な被害が生じるおそれがある場合の警察との連携

V 重大事態への対処

1 基本的な対処の構造
県教育委員会へ報告、必要に応じた警察への通報、事実関係を明確にするための調査、調査結果の保護者への報告

2 具体的な対処
重大事態の意味 いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時 いじめにより、当該生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時 上記以外の事案について、学校が重大事態として対処する必要があると判断した時
県教育委員会への報告
調査の趣旨及び調査主体 重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資する、県教育委員会による調査主体の判断
調査を行うための組織 学校が調査の主体となる場合「いじめ防止対策委員会」、県教育委員会が調査の主体となる場合「第三者により構成される組織」
事実関係を明確にするための調査の実施 客観的な事実関係の速やかな調査、被害生徒からの十分な聴き取り、被害生徒保護者の意見・要望の十分な聴き取り、在籍生徒や教職員からの聴き取り、被害生徒の継続的なケア、加害生徒への指導

3 調査結果の提供及び報告
被害生徒やその保護者に対しての事実関係の説明・経過報告、プライバシー・個人情報への十分な配慮、県教育委員会への報告

VI 点検・評価と不断の見直し

1 いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てる。
2 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
3 「いじめ防止対策委員会」は、学校基本方針の策定や見直し、いじめの取組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどについて、PDCAサイクルで検証を行う。

VII その他

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

※このダイジェスト版は、令和5年4月改定の「山形県立小国高等学校いじめ防止基本方針」の要点をまとめたものです。